



# 税タイムス

発行 公益社団法人 厚木法人会  
 (厚木市・愛川町・清川村)  
 編集 税タイムス実行委員会  
 厚木市栄町一丁目16番15号

## あなたの税金は こんなところにいきってる

### 少子化対策・子育て支援

少子化対策は、ご存知のとおり成長戦略や地方創生等と並び、我が国の重要課題の一つです。合計特殊出生率は1970年台後半から2・0を下回るようになり、最近では1・5を割り込む水準が続いています。既に減少しつつある総人口も、平成27年には8674万人まで減少が予想されている等状況は深刻です。その理由には、未婚化、晩婚化の進行や長らく続いた景気低迷の影響、非正規雇用の増



(写真提供/厚木市)

大等があげられていますが、平成25年6月には「少子化危機突破のための緊急対策」として閣議決定され、「子育て支援」や「働き方改革」の強化に加え、「結婚・妊娠・出産支援」も追加された閣議決定がされています。

我々の地域の自治体にとっても、少子化対策は重要な課題です。例えば、厚木市の平成26年度予算では、子育て・教育環境関連予算は133億1419万円で、一般会計予算の17・6%に達します。また、内容的にも全国初となる「幼稚園送迎ステーション事業（アミューあつぎの託児室を中継場所とし、園児をバスで各幼稚園へ送迎）」の他、中学校に引き続き、今年度から3箇年計画で小学校の教室に冷暖房設備の設置が進められています。子育て世代の幅広いニーズに合わせて、支援内容を創意工夫していく努力も大切

です。  
 一方、財源では国庫支出金や県支出金等の自主財源以外が3分の1を占める中、この支出額を見ればこうした施策の重要性を裏付けていると思えます。  
 子育てを支援し、少子化対策を進めていくには、行政や教育機関だけに依存していく訳にはいきません。地域社会でみんなが協力し合い、強力を進めていく必要があります。街のあちこちから、子どもたちのはしゃぐ声を聞ける地域に、今後もしていきたいと思えます。

## 地域に密着した法人会活動

### 地域ふれあい講演会

毎回、著名人を招いて地域住民の皆さんを対象に講演会を実施しています。昨秋には、ジャーナリストの鳥信彦（しまのぶひこ）氏を招き「これからの10年」～元気のある地域と社会をテーマに開催し、大変好評でした。



▲第9回地域ふれあい講演会（昨年10月開催）

### ヤビツ水源・県民交流の森づくり

上部団体の神奈川県法人会連合会では、社会貢献運動として、神奈川の水資源確保のため植林活動・下草刈りを実施しています。毎年、当会をはじめ、県下18法人会から多くの方が参加しています。



▲県下法人会から約330名が集い下草刈りを実施



### 租税教育用の下じきを配付

源泉部会では、納税意識の向上のため毎年、厚木愛甲地区（全31校）の小学6年生を対象に、租税教育用の下じきを配付しています。税金の役割りや使われ方等が記載された下じきで、先生や児童たちから大変喜ばれています。



### ●ぜいきんクイズ●

相続税の基礎控除額が、平成25年度税制改正により引き下げられ、平成27年1月1日以降の相続より適用されますが、法定相続人が3名である場合、相続税の計算上、基礎控除額は次のいくらとなるでしょうか？

### ものしITAX

#### 【相続税】

平成25年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正され、平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

主な改正事項のうち、まず一つ目は遺産に係る基礎控除額が引き下げられたことです。この基礎控除額は、改正前は『5000万円＋（1000万円×法定相続人の数）』でしたが、改正後は『3000万円＋（600万円×法定相続人の数）』になります。

被相続人（亡くなられた人）から相続等によって財産を取得した人それぞれの課税



その他の主な改正事項としては、最高税率の引き上げを含む税率構造の変更、未成年者控除や障害者控除の税額控除額の引き上げ、小規模宅地等の特例の適用対象となる宅地等の限度面積等の拡大があります。

- ① 8000万円
- ② 4800万円
- ③ 3200万円

#### 【応募方法】

ハガキに答えの番号、氏名、住所を明記のうえ、郵送で2月16日までに裏面の応募先へお送りください。正解者の中から抽選で50名の方に粗品を進呈します。

### ●税の標語を募集中●

厚木法人会では、みなさんから、やさしく、分かりやすい税に対する標語を募集しています。この機会に税のことを考えてみてはいかがでしょうか。入賞者には、記念品を贈呈いたします。奮ってご応募ください。

最優秀賞（1点）…会長表彰状及びクオカード1万円

優秀賞（1点）…クオカード5千円

佳作（3点）…クオカード3千円

【応募方法】  
 作品（一人一点）に、氏名、住所、電話番号を明記のうえ、郵送もしくはファックス、またはメールで3月末日までに裏面の応募先へお送りください。

### 厚木税務署からのお知らせ

平成26年分の所得税等の確定申告

及び贈与税の申告について

■申告書の作成は国税庁ホームページ

「確定申告書作成コーナー」で！

自宅のパソコンで、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、贈与税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、「確定申告書作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出できます。

国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

■各税の申告及び納税の期間は、次のとおりです。

◎所得税及び復興特別所得税

2月16日(月)～3月16日(月)

(還付申告は2月15日(日)以前でも行えます。)

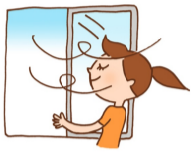
◎贈与税

2月2日(月)～3月16日(月)

◎個人事業者の消費税及び地方消費税

1月5日(月)～3月31日(火)

### 【窓税】



所得税や住民税、消費税など、国や自治体が徴収する「税金」はさまざま、行政サービスなどに使われる大切なお金です。昔のヨーロッパには、窓に税金をかける「窓税」というものがあつたのを存知ですか？

この窓税が導入されたのは、1696年イギリスのウィリアム三世の時代で、裕福な納税者に課税して財政を補助しようというのが動機だったようです。この時代のイギリスは、非常にたくさんのものに対し税金がかけられており、イギリス人は多くの税金を払っていました。「窓」もその対象となり、住宅の窓の数が6つまでは免税、それより多い場合は、その家についている窓の数に応じて、さらに支払う金額が

申告書の提出は郵送でも受け付けています。あて先は次のとおりです。

〒243-8577

厚木市水引1丁目10番7号

厚木税務署

※現在、厚木アキストには税務署はありませんのでご注意ください。

◎申告書作成会場の開設期間

2月10日(火)～3月16日(月)

申告書の作成・相談の方は、右記の開設期間にお越しください

(お車でのお来署は、遠慮ください)。

問合せ先 厚木税務署

電話(221) 3261

電話(224) 1111

内線3032・3071



国税庁e-Taxキャラクター「イータ君」

### 厚木市役所からのお知らせ

【個人住民税の特別徴収の完全実施を指します！】

神奈川県と県内全市町村では、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収の適正実施に向けて、平成26年7月29日に個人住民税特別徴収推進の「オール神奈川県」を採択しました。

県と市町村は、一致協力して事業者や

従業員の皆様への周知を図りながら、県内33市町村すべてにおいて、平成28年度(一部先行実施)までに、特別徴収義務者となるべき事業者の方に対して、個人住民税の特別徴収義務者の指定(特別徴収額の通知)をしてまいります。

◎個人住民税の特別徴収とは？

個人住民税(市町村民税と県民税)の特別徴収とは、事業者(給与支払者)の方が、毎月の給与を支払う際に、所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税を給与から差し引き、従業員の方のお住まいの市町村へ納入していただく制度です。

問合せ先 厚木県税事務所

電話(224) 1111

内線3032・3071

【市民税・県民税の申告はお早め！】

市民税・県民税の申告受付は2月2日から始まり、申告期限は3月16日までです。例年、市役所本庁舎での申告は大変混雑します。市内の各地区市民センター(公民館)を巡回して行う申告受付は、比較的スムーズにできますので、お近く

の地区市民センター(公民館)の会場開設日での申告に御協力をお願いします。

詳しい申告日程、会場などは1月15日発行の「広報あつき・特別号」でご確認ください。

◎申告会場の日程(平日のみ開設)

◇各地区市民センター(公民館)

2月3日(火)～3月5日(木)

午前9時から午後3時まで

◇市役所本庁舎4階大会議室

3月10日(火)～3月16日(月)

午前9時から午後4時まで

問合せ先 厚木市役所市民税課

電話(225) 2010(直通)

【市税の納付方法について】

安心・便利で納め忘れのない口座振替のほかにコンビニ納付・ペイジー納付ができます。また、「ヤフー・公金支払い」のサイトを利用したクレジットカード納付もできます。

問合せ先 厚木市役所収納課

電話(225) 2020(直通)

【町民税・県民税申告のお知らせ】

町民税・県民税の申告受付が2月2日から始まり、申告期限は3月16日までです。お早めの申告をお願いします。

また、例年行っている確定申告相談会の詳しい日程、会場などは1月15日発行の「お茶の間通信」をご覧ください。

問合せ先 愛川町役場税務課町民税班

電話(285) 6915(直通)

【口座振替の利用について】

町では、納付が便利な口座振替制度の利用を勧めています。

手続きは、町指定の金融機関及び郵便局で簡単にできます。

加入申込後は、自動的に口座から引き落とされます。

問合せ先 愛川町役場税務課収納班

電話(285) 6917(直通)

### 清川村役場からのお知らせ

【エルタックスによる地方税電子申告】

地方税の申告に便利な電子申告サービスをぜひご利用ください。

①法人村民税申告書

②固定資産税の償却資産申告書

③個人住民税給与支払報告書および異動届

詳しくは、<http://www.eltax.jp> 参照。

【村税の口座振替の利用について】

村税などの納付は、便利な口座振替をご利用ください。お申込みは、村指定の金融機関および役場で簡単にできます。

問合せ先 清川村役場税務住民課

電話(288) 3849(直通)

《発行に寄せて》

公益社団法人 厚木法人会 会長 小嶋 完治

本紙「税タイムス」は、地域住民のみならずに向けて、税知識の普及や納税の意義を周知するなど、税の啓発活動を推進するため、平成10年から毎年1月(清川村は2月)に発行しています。

法人会は、60年を超える歴史を有し、全国で約85万社が加入している経営者の団体です。

「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動し、税務・経営等の研修会や講演会、税制改正に関する提言活動、また租税教育・税の啓発活動など、様々な事業を実施しています。今後も、地域社会への貢献活動をより一層展開して参りたいと思っております。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



### 【応募先】

〒243-0017  
厚木市栄町一丁目16番15号  
公益社団法人 厚木法人会  
電話(221) 1055  
FAX(222) 3808  
E-mail info@a-net.or.jp

国税の申告と納税は  
e-Tax(イータックス)  
地方税の申告と納税は  
eLTAX(エルタックス)  
申告と納税はインターネットで